

坂本連合町内会組織運営に関する基準

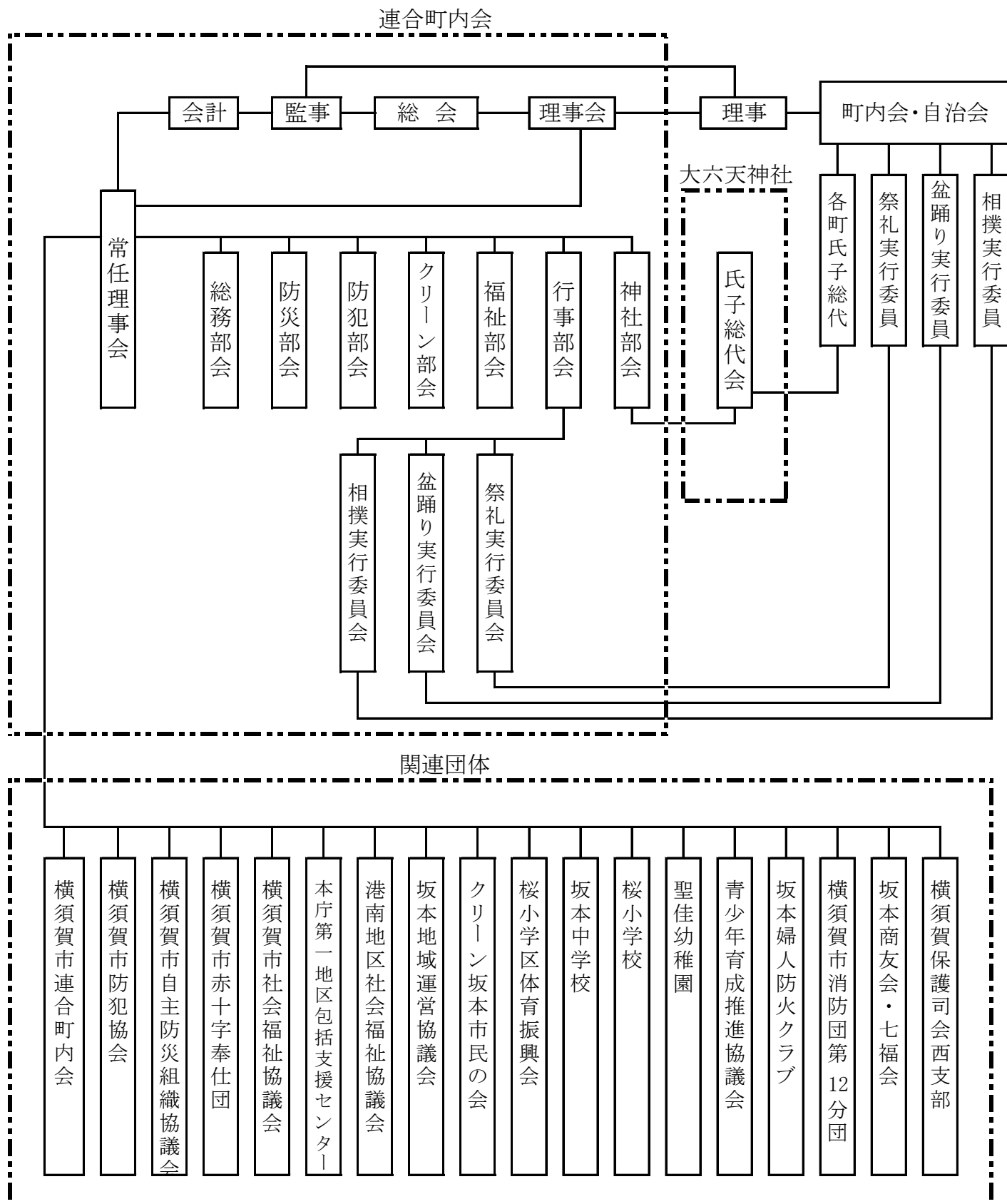
(目的)

- 1 本基準は、坂本連合町内会規約に基づいた活動を円滑に行えるための組織体制に関する事項についての決めごとです。

(組織構成)

- 2 本会の事業活動に必要な運営資金の元に権限と責任を明確にして組織運営を実施します。

図-1 組織構成



(役員 の職務について)

3 本会規約第6条に定められた役員 の職務は、次の通りとします。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括します。

関連団体へは、本会を代表して対応し、その都度常任理事会に報告・承認を得る事とします。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行します。

(3) 常任理事は、会の運営、各種事業の立案、執行に当たります。

各種事業をその種類にあわせて分別して専門部会とし、常任理事はその部会長の任に就きます。

(4) 理事は常任理事を補佐し、本会及び各種事業の円滑な運営に務めます。

各種事業の運営については専門部会に所属の上、務める事とします。

(5) 会計は、会長の命を受け、会計面の事務処理に当たります。

(6) 監事は、本会の会計面を監査し、総会に報告します。

(部会について)

(7) 総務部会

② 本会会議に関する事項

③ 広報に関する事項

④ 行政事務に関する事項

⑤ 関係団体との情報交換等に関する事項

⑥ 会館施設使用申請等窓口業務に関する事項

⑦ その他必要と認められる事項

(8) 行事部会

① 大六天神社祭礼、連合盆踊り大会、桜学区子ども相撲大会の本会3大行事において、各実行委員会と連携し、行事が円滑に実施出来るように務めます。

② 部会会議の構成は、行事部会長、祭礼実行委員長、盆踊り実行委員長、相撲実行委員長、山車責任者、子ども会代表者、踊り指導代表者とし、事務局として総務部会長が参加します。

③ 各種懇親会等において当番町内会と連携をとりながら、円滑な進行に努めます。

(9) 防災部会

桜小学校が避難所となっている地域(1丁目、2丁目、4丁目、プランヴェール)を1区、坂本中学校が避難所となっている地域(3丁目、5丁目、6丁目、坂本台団地)を2区とし、本会防災部員および各町から選出された避難所運営委員を統括し、平常時における自主防災活動並びに避難所運営に関する様々な事項について協議し、災害に備えます。

(10) 防犯部会

本会選出の防犯指導員および本会防犯部会員を統括して防犯活動により、安全・安心なまちづくりに努めます。

(11) クリーン部会

クリーン坂本地区市民の会および本会クリーン部会員を統括して地域の環境美化推進に努めます

(12) 福祉部会

坂本地区の民生委員・児童委員並びに社会福祉推進委員の活動と連携し、場合によっては、連合町内会に働きかけて、地域の福祉活動に寄与します。

(13) 神社部会

各町内会から選出された氏子総代とともに神官との調整を図り、神社における神事の円滑な進行に務めます。

(実行委員会について)

(14) 祭礼実行委員会

- ① 町内会から任命された祭礼実行委員および本会会長、行事部会長並びに総務部会長、神社部会長により構成し、委員長は委員の互選により選出します。
- ② 祭礼式典等の立案・執行に努めます。
- ③ 立案された内容は、行事部会長より常任理事会に報告し、承認を得なければなりません。

(15) 盆踊り実行委員会

- ① 町内会から任命された盆踊り実行委員および本会会長、行事部会長並びに総務部会長により構成し、委員長は委員の互選により選出します。
- ② 盆踊り大会の立案・執行に努めます。
- ③ 立案された内容は、行事部会長より常任理事会に報告し、承認を得なければなりません。

(16) 相撲実行委員会

町内会から任命された相撲実行委員および本会会長、行事部会長並びに総務部会長により構成し委員長は委員の互選により選出します。

- ② 子ども相撲大会の立案・執行に努めます。
- ③ 立案された内容は、行事部会長より常任理事会に報告し、承認を得る事とします。
- ④ 小委員会は、本会会長、実行委員長、審判長、行事部会長、総務部会長により構成し、本大会の骨格部分の立案・調整を行います。

(会議について)

4 会議の執行については、本会規約第11条、12条、13条および14条に基づき、次の通りとします。

(1) 総会

本会規約第12条、第13条および第14条の規定に基づき執行します。

- ② 総会に関わる資料は開催の5日前に各町内会に配布する事とします。
- ③ 総会は事業年度終了後60日以内に開催する事とします。

(2) 理事会

本会規約第11条に基づき執行します。

- ② 坂本地域に関する諸問題について話し合う場とします。
- ③ 理事会は毎月6日に開催する事とします。

(3) 常任理事会

本会規約第11条に基づき執行します。

- ② 本会事業の運営に関わる一切について審議し、理事会に報告します。
- ③ 関連団体との関わりについて会長の報告内容を審議し、必要に応じて理事会に報告します。
- ④ 会議に必要な資料は会長・副会長会議を経て、開催の2日前迄に常任理事に配布する事とします。
- ⑤ 常任理事会は毎月1日に開催します。

(5) 部会会議

部会の活動内容について検討します。決定事項は常任理事会に報告する事とします。

(施設使用について)

- 5 施設使用については、原則として営利を目的にしない活動等に坂本連合町内会館の施設を使用あるいは利用に関する基準です。
- (1) 前項以外の目的に会館施設を使用する場合は、町内会会員および会員以外の者を問わずその利用目的などを審査します。
 - (2) 会館使用の申し込みは、使用する当該月の前月25日までに申し込みカレンダーの希望日・使用時間区分欄に団体名を記入します。(近々オンライン管理とします。)
 - (3) 申し込みが重複した場合は、当事者間で話し合いの上、希望日を変更する事になります。
 - (4) 決定した会館使用予定表は本会会長が作成します。
 - (5) 使用時間区分は、午前、午後、夜間の3区分とします。
 - (6) 会館使用料は1区分1回500円とします。
 - (7) 会館使用料については、使用当日までに会計に支払う事とします。
 - (8) 使用責任者は、会館使用中による建物および什器備品などを破壊、毀損あるいは紛失した場合は時価相当額をもって弁償する事とします。
 - (9) 使用責任者は、会館施設使用后、什器備品等の整理・整頓、火気の点検、ガス・水道の栓、照明・空調等の確認、ごみの持ち帰りに協力する事とします。
 - (10) 会館使用料を無料とする場合は、常任理事会で承認した団体とします。

(会計について)

- 6 本会規約第21条、22条、23条、24条に定められた会計業務についての決め事です。
- (1) 本会におけるすべての会計業務はつぎのとおりとします。
 - ① 一般会計
 - ② 特別会計
 - (2) 一般会計は、本会の事業活動の内の特別会計にて会計処理する以外の全ての会計処理をいいます。
 - (3) 特別会計は、祭礼、盆踊り、桜学区相撲大会における経費についての会計処理をいいます。
 - (4) 会計年度は、本会規約第22条の規定によります。
 - (5) 会計年度終了後は、速やかに収支決算報告書を作成し、監査を受ける事とします。
 - (6) 会計担当者は、会計に関する帳簿、伝票及び領収書類を会計年度から5年間保存します。
 - (7) 金銭出納の際は、帳簿にその内容を明記して管理します。
 - (8) 歳入については、本会規約第21条、経費で規定するものをいいます。

平成29年度施行坂本連合町内会運営基準修正箇所

2の組織構成図について、

- 1

町内会

 →

町内会・自治会

- 2

横須賀市消防団第##分団

 →

横須賀市消防団第12分団

- 3

桜学区体育振興会

 →

桜小学区体育振興会

ミス入力修正

- 1 (役員の職務について → (役員の職務について)
- 2 3 本会規約第6条に定められたの役員の
→ 本会規約第6条に定められた役員の

平成29年度施行坂本連合町内会運営基準修正箇所

2の組織構成図について、

- 1

町内会

 →

町内会・自治会

- 2

横須賀市消防団第##分団

 →

横須賀市消防団第12分団

- 3

桜学区体育振興会

 →

桜小学区体育振興会

ミス入力修正

- 1 (役員の職務について → (役員の職務について)
- 2 3 本会規約第6条に定められたの役員の
→ 本会規約第6条に定められた役員の